

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等 の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号。以下「改正法」という。）が平成21年5月に公布された。

改正法では、すべての「一般化学物質」について、政令で定める一定数量以上製造・輸入された化学物質について、製造・輸入量の届出を求めることとした。また、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」として指定し、同じく政令で定める一定数量以上製造・輸入された化学物質について、製造・輸入数量の届出を求めることとした。

これを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）を始めとした関係政令について、改正法に基づき届出がなされる一般化学物質、優先評価化学物質の届出閾値を定めるなど、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

（1）一般化学物質に係る届出閾値の指定（令第5条）

一般化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

（2）優先評価化学物質に係る届出閾値の指定（令第6条）

優先評価化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

3. スケジュール

閣	議	：平成21年10月27日
公	布	：平成21年10月30日
施 行 期 日		：平成23年 4月 1日